



企業の中で小林市を元気に！

会社の社会貢献(CSR)活動に活用しませんか？

企業版ふるさと納税は小林市へ

税制改正(令和2年度)により実質的な企業負担が**1割**になります。

損金算入による軽減効果
約3割

税額控除
約6割

企業負担
約1割

寄附額

- 小林市の地方創生プロジェクトへ御寄附をいただいた企業に対する、税額控除の優遇措置となります。
- 法人関係税が今までの3倍軽減されます
- 寄附額の下限は10万円からと取り組みやすい制度となっております。

問

宮崎県 小林市役所 総合政策部 地方創生課

TEL:0984 - 23 - 1148 fax:23 - 6650 Mail:k_sousei@city.kobayashi.lg.jp

